

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	使用料等の還付		
根拠法令及び条項	蓮田市都市公園条例 第32条		
審査基準	<input type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第1号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）  <b>【参考】</b> 蓮田市都市公園条例（平成3年3月22日条例第14号） （使用料等の還付） 第32条 既納の使用料又は占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。 （1）都市公園の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。 （2）利用権利者の責めに帰することができない理由により、都市公園を利用することができないとき。		
審査基準 設定年月日	令和6年3月27日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部みどり環境課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽

くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。